

川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市人事委員会

委員長 加 藤 浩 輝

川崎市人事委員会規則第 1 7 号

川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年川崎市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

地方税共同機構 公益社団法人国民健康保険中央会 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会
--

」

を

「

公益社団法人国民健康保険中央会 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 独立行政法人国際協力機構

」

に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。